

(別紙1)申請内容変更時の対応整理表(事業承継促進枠)

変更可否	変更項目		変更内容	変更詳細	変更事例	提出書類					
						各種変更届			見積等	変更箇所の 証明書類	
						様式3	様式16	様式4	(見積依頼書・見積書 相見積書等を含む)	住民票	履歴事項全部 証明書
						計画承認変更(等)申請書	補助金届更登録	事故報告書			
変更可	承継予定者の情報	-	承継予定者の変更	対象会社または対象事業を譲り受ける承継予定者について、補助事業期間内に変更する場合	公募時に申告した承継予定者Aが退職や死去等により、やむを得ず承継予定者Bに変更する、等 (※証明書類について承継予定者の要件に応じて公募時に提出した資料の、更新版の提出を求める)	●				●	●
	承継対象事業の情報	-	承継対象事業の変更	被承継者から承継者へ譲り渡す対象事業について、補助事業期間中に変更が生じる場合	公募時に申告した譲り渡しの対象会社または対象事業を変更する、等 (※証明書類について対象会社又は対象事業の情報に関する公募時に提出した資料の、更新版の提出を求める)	●					
	補助事業の情報	-	補助事業の変更	公募申請時の事業計画において策定した、生産性向上に係る取組内容の変更が生じた場合	軽微※な変更を除き、当該事業変更によって5年間の事業計画及び事業の取組内容が異なる場合や、事業内容の変更に伴い交付申請時の経費に変更が伴う変更を行う場合 ※軽微の目安については事務手引書を参照すること (※公募時に提出した公募申請時の事業計画書の、更新版の提出を求める)	●			●		
	申請者の情報	補助事業者	基本情報の変更	法人名の変更	-		●				●
				法人格の変更 (但し、本補助金の中小企業者要件を満たす法人格に限る)	有限会社から株式会社への変更、等		●				●
			住所の変更	屋号の変更(個人事業主の場合)	-		●				
				個人事業主による法人成 (但し、本補助金の中小企業者要件を満たす法人に限る)	個人事業主による法人の設立		●				●
				法人の承継者・被承継者又は対象会社における本社所在地の変更	本社所在地の移転		●				●
				個人事業主の承継者・被承継者における住所の変更	住所の変更		●			●	
			代表者の変更	法人の承継完了後の代表者変更	退任等による代表者の変更		●				●
				法人の承継者・被承継者又は対象会社における代表者氏名の変更(改名)	婚姻等による氏名の変更		●				●
				個人事業主の承継者・被承継者における代表者氏名の変更(改名)	婚姻等による氏名の変更		●			●	
		共同申請者たる承継予定者	承継予定者の基本情報の変更	承継予定者の勤務先変更	-		●				
				承継予定者の住所地の変更	-		●			●	
				承継者氏名の変更(改名)	婚姻等による氏名の変更を想定している。承継予定者そのものが変更となる場合には本表上部の「承継予定者の変更」を参照すること		●			●	
		補助対象経費	他の経費区分への振替 (10%以内の流用を除く)	申請時の補助対象経費における、他の経費区分への経費の振替 (申請時に計上されていない経費区分の新設を含む)	当初計画上設備費としていたが、委託費に変更する、等	●			●		
		連絡先	連絡先の変更	補助事業者の連絡先情報の変更	連絡先担当者(氏名、メールアドレス等)を変更、連絡先の電話番号を変更、等		●				
変更不可	申請者の情報	補助事業者	補助事業者の変更	「補助事業者としての権利」の他者への譲渡 (地位を承継する場合を除く)	親会社から子会社への補助事業者変更、子会社Aから子会社Bへの補助事業者変更、等			●			
			補助事業者の地位承継	法人での合併等における、中小企業の定義に該当しない者への地位の承継 (株主の変更により、補助事業者の要件である中小企業者等の要件を満たさなくなる場合を含む)	グループ内統合等で補助事業者の地位を中小企業の定義に該当しない法人に承継する、等			●			
			代表者の変更	個人事業主の承継者・被承継者における代表者の変更	退任等による代表者の変更			●			
	補助事業実施期間	-	補助事業実施期間の変更	公募回ごとに定められた補助事業期間を超える補助事業実施期間の延長等	補助事業が補助事業期間中に完了しない場合に延長する、等 ※やむを得ない事業の場合、別途ご相談ください(認められない場合もあります)			●			
	事業承継形態の変更	-	-	公募要領において申請類型別に規定された事業承継形態以外への変更	法人の承継者が事業承継の形態を「事業譲渡」に変更する、等			●			
	申請者の情報	補助対象経費	事業費・廃業費間での振替	事業費または廃業費に属する経費の、廃業費または事業費に属する経費への振替	-			●			
	その他確認事項	-	遂行状況の変更	補助事業の継続が困難となった場合	災害等により補助事業の継続が困難となり、これ以上の事業実施を望まない場合、等			●			